

坂城町手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語であると位置づけられていることを踏まえ、手話の普及等に関し、基本理念を定め、町の責務及び町民、聴覚障がい者等、手話通訳者並びに事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話及び聴覚障がい者等の理解の促進を図り、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障がい者等 聴覚・言語機能又は音声機能の障がいのため情報を取得し、利用すること、意思を表示すること又は他人との意思疎通を図ることに支障がある者をいう。
- (2) 意思疎通手段 言語（手話を含む。）、要約筆記、点字、音訳、代筆、筆談、指文字、字幕、代読、実物及び絵図の提示、身振り、手振り、表情、コミュニケーションボード、意思伝達装置その他障がい者が情報取得や意思疎通で利用するものをいう。
- (3) 事業者 町内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語の理解及び普及は、手話言語が音声言語と同様に1つの言語として意思疎通手段であるとの認識の下に、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、聴覚障がい者等に対して、日常生活又は社会生活を営む上での必要かつ合理的な配慮を行うものと

する。

- 2 町は、国及び県と連携するとともに、関係機関と協力し、聴覚障がい者等が、意思疎通の手段として手話言語を習得及び使用する機会が保障されるよう、手話言語の理解及び普及を図るものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語の理解及び普及に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

(聴覚障がい者等の役割)

第6条 聴覚障がい者等は、手話言語に対する理解及び普及に関する町の施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。

(手話通訳者の役割)

第7条 手話通訳者は、基本理念に対する理解を深め、手話言語の理解及び普及に関する町の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話言語を必要とする者に対してサービスを提供するとき又は雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮に努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、手話言語を必要とする者が手話言語による意思疎通を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第9条 町は、第4条の規定により、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策
- (2) 聴覚障がい者等に情報を発信及び取得できる環境を整備するための施策
- (3) 手話通訳者の確保、育成及び資質の向上に関する施策
- (4) 災害時又は緊急時において、聴覚障がい者等が迅速に必要な情報を取得し、意思疎通を図るための手段の確保に関する施策
- (5) 文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

- 2 町は、施策を推進するに当たっては、聴覚障がい者等その他関係者の意見を聴くものと

する。

(財政上の措置)

第10条 町は、手話言語の理解及び普及を図るための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。